

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第86回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年6月26日（月）14：30～15：17

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、谷川 史郎（分科会長代理）、実積 寿也、
滝澤 光正、巽 智彦、三浦 佳子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

藤野郵政行政部長、藤井信書便事業課長、益岡信書便事業課課長補佐
事務局：坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

（1）分科会長の選任及び分科会長代理の指名について

（2）諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可

【諮問第1239・1240号】（非公開）

開 会

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日は、5月17日に任命されてから初めての会合ですので、皆様の互選により分科会長が選任されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきます。

本日は、委員7名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

最初に、分科会長の選任をお願いしたいと思います。情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第4項の規定により、分科会長は委員の互選により選任する旨を定めております。どなたか御推薦などはございますでしょうか。

三浦委員、よろしく願いいたします。

○三浦委員 佐々木委員を分科会長として推薦したいと思っております。

推薦理由ですが、他の委員の皆様も御見識がございまして、前期の郵政行政分科会の分科会長としてお勤めいただいておりますし、また、郵政行政について非常に高い見識をお持ちでいらっしゃるのので、ぜひ佐々木委員になっていただきたいと思い、推薦いたします。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 ありがとうございます。

ただいま三浦委員から佐々木委員を分科会長にといた御推薦がございました。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 ありがとうございます。

佐々木委員もよろしゅうございますか。

○佐々木委員 はい。ありがとうございます。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 ありがとうございます。

それでは、佐々木委員を郵政行政分科会分科会長に選任することとし、この後の議事の進行は佐々木分科会長をお願いしたいと思います。それでは、進行をよろしく願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。明治学院大学の佐々木でございます。ただいま分科会長に選任されましたので、一言御挨拶させていただきたいと思っております。

当分科会で審議するものは、郵便事業及び信書便事業などがございしますが、いずれも国民生活を支える大変重要なものです。今後とも当分科会の役割はますます重要になってくると思われまますので、委員の皆様方、関係の皆様方の御支援、御協力を賜り、円滑な審議会運営を図ってまいりたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思っております。

まず、私が分科会長として審議会を主宰できない場合の代行をお願いする分科会長代理を決めておきたいと思っております。

分科会長代理は、情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第6項の規定により、分科会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

分科会長代理には、名古屋大学未来社会創造機構モビリティ社会研究所ディレクター

の谷川委員にお願いしたいと思いますが、お受けいただけますでしょうか。

○谷川委員 谷川でございます。かしこまりました。よろしくお願ひいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。では、よろしくお願ひいたします。

谷川分科会長代理、一言御挨拶をお願ひいたします。

○谷川分科会長代理 分科会長代理として、佐々木分科会長を補佐し、また、委員各位の御協力を得た上で、的確に審議を進めるべく尽力したいと思っております。是非よろしくお願ひいたします。

○佐々木分科会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、ウェブ審議を開催していますことから、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願ひいたします。

本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、諮問事項でございます「特定信書便事業の許可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」については非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、諮問事項2件でございます。

諮問第1239・1240号「特定信書便事業の許可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」について、総務省から説明をお願ひいたします。

○藤井信書便事業課長 信書便事業課長の藤井でございます。本日は、諮問第1239号の「特定信書便事業の許可」、第1240号の「信書便管理規程の設定及び変更の認可」、この2件について説明いたしまして、これら許認可の可否について、委員の皆様にご審議いただきたいと思ひます。

まず初めに、資料86-1、諮問第1239号の「特定信書便事業の許可」について御説明をいたします。

1ページが諮問書でございます。今回は、新規参入を希望する3者から、特定信書便事業の許可の申請がございました。こちらについて審査をいたしました結果、民間事業者による信書の送達に関する法律、いわゆる信書便法でございますけれども、こちらに掲げる基準に適合しており、また、欠格事由にも該当しないと認められることから、許可することといたしたく諮問させていただくものでございます。

続きまして、申請の概要について簡単に御説明をいたします。2ページから横長の資料となります。3ページでございますけれども、今回新規参入を希望しております特定信書便事業の許可を申請した者と、その提供サービスの概要について記しております。

今回の申請者は、1番が株式会社ギンテック、2番が有限会社えびす急配、3番が西日本エムシー株式会社となっております。

この表の左から3列目の項目に、これらの申請者が現在営んでいる主な事業について記載しておりますが、1番の株式会社ギンテック及び2番の有限会社えびす急配は、貨物運送業となっております。3番の西日本エムシー株式会社は、医療用機械器具卸売業を主に営んでいらっしゃるということです。

続きまして、提供区域と提供サービスの概要となっております。特定信書便事業において提供できる役務といたすのは、信書便法第2条第7項の第1号から第3号、いわゆる1号役務、2号役務、3号役務と呼んでおりますけれども、こちらの規定がございます。1号役務は、長さ、幅、厚さの合計が73センチを超える、あるいは重さが4キロを超える信書便物を送達する役務。今回申請はございませんけれども、2号役務は、信書便物が差し出されたときから3時間以内に配達する役務。3号役務は、料金が800円を超える高付加価値の信書便物を送達する役務と御理解いただければと思います。

申請者が提供を予定している役務につきまして、提供サービスの欄に丸印をつけております。今回、3者全てが1号役務を提供する予定となっておりますけれども、3番の西日本エムシー株式会社は、3号役務も併せて役務を提供する予定となっております。

申請者の事業の概要は以上でございますけれども、御審議いただくに当たりまして、信書便法第31条に3つの許可の基準を定めております。まず、許可の基準の1点目が、「その事業の計画が信書便物の秘密を保護するために適切なものであること」が求められておりまして、これを判断するために、信書便物の引受け、配達の方法を役務ごとに適切に定める必要がございます。

これについて役務ごとにまとめたものが4ページになります。3者とも、それぞれ役務ごとにどのような方法で引受けをするのか、また、その配達の方法を掲げております。

続きまして、許可の基準の2点目でございますけれども、「その事業の遂行上適切な計画を有しているかどうか」でございます。特に重要な視点としましては、事業収支の見積りがございまして、審査に当たりましては、事業開始当初の事業年度、また、翌事業年度の2年分の事業収支見積書を申請の際に提出いただくことになっております。この事業収支見積りの算出が適正かつ明確であることが審査基準の一つとなっております。

資料は5ページになります。まず、収支見積りのうちの収入の部でございますけれども、この表の右端になっておりますのが、年間の信書便事業の見込収入になっております。この数字は、事業者において、既存の顧客に対するヒアリングなどを通じまして、利用の見込通数やサービスの単価を考慮して算出をしているものでございます。

この事業見込収入を踏まえまして、6ページに支出と利益をまとめております。先ほどの繰り返しになりますけれども、事業開始当初の事業年度と翌事業年度の2年分を提出いただいております。信書便事業の見込収入は、申請者の事業開始の翌事業年度、すなわち1年間フルで事業を行う2年目の収入と金額が一致をしていることになっております。

右側が、信書便事業支出の欄となっております。こちらは、申請者が項目ごとに積み上げた額、あるいは、例えば貨物運送業など他の事業も行っておりますので、そういった事業との収入比などの案分によって、この支出を算出しているものになっております。

この収入から支出を差し引いた信書便事業としての営業利益が、表の右から2列目になりますけれども、初年度、翌年度共に、信書便事業単独で黒字になる推計結果になっております。以上から、事業収支上は特段の問題もなく、妥当なものと判断させていただいているところでございます。

許可の基準の3つ目が、「その事業を的確に遂行するに足る能力を有するものである

かどうか」を判断することになっておりまして、資金計画を審査しております。

7ページを御覧ください。こちらに純資産の額や信書便事業の開始に要する資金を記載しております。事業開始に要する資金としましては、具体的には人件費の2か月分や建物や賃借料の1年分などを合計した金額を計算いただいております。

これらを見させていただきました結果、直近の決算年度におきまして、3者いずれも債務超過の状況にはなっていない。また、事業開始に必要な資金につきましては、いずれの者も全額自己資金による調達が可能となっております。

以上が、特定信書便事業の許可申請の概要でございます。

この申請概要に対する審査結果の概要が、次の8ページ以降ということになります。1番から3番が、先ほど御紹介しました信書便法第31条の各号に定めております特定信書便事業の許可の基準でございまして、先ほど来御説明しましたように、この基準に沿って審査を行いました。

まず、項番1の「その事業の計画が信書便物の秘密を保護するために適切なものであること」につきましては、信書便物の秘密を保護するために、引き受け、配達の方法が明確に記載されているか。また、信書便管理規程の遵守義務のある者が直接引受け、配達することなどを適切に行っているかを審査することになっておりまして、こちらにつきましては、全ての申請者において、事業の計画や信書便管理規程など、引受け、配達の方法が明確に記載されている。また、信書便管理規程の遵守義務のある者が取り扱うことで、信書便物の秘密を保護するために適切であると判断をしております。今回許可申請をした者の事業の計画は、いずれも適切なものであると判断をしているところでございます。

続きまして、2番目の「その事業の遂行上適切な計画を有するものであること」ですけれども、事業収支見積りは、2年分につきまして、先ほど御説明させていただいた方法によりまして、いずれの者も適正かつ明確に算出されていると判断しているところでございます。

また、役務の内容が法に適合しているかどうかにつきましては、1号役務につきましては、取扱いサイズが73センチを超える、あるいは4キロを超える、3号役務につきましては、800円を超える料金となっているかでございます。いずれの申請内容も、この法の規定に適合していることを、それぞれ提出いただいた事業計画の中から確認をしているところでございます。

以上を踏まえまして、今回の許可申請につきましては、事業遂行上適切な計画を有しているので妥当なものと考えているところでございます。

次のページになりますが、項番の3番目、「その事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること」ですけれども、まず、1つ目が資金でございますが、こちらにつきましては、先ほども御説明しましたように、債務超過にはなっておらず、かつ全額自己資金で調達できることから特段問題ないものと判断をしております。

また、2つ目が行政庁の許可でございますけれども、申請者が貨物運送業の法制上必要となる許可は既に取得しております。一般貨物自動車運送事業の場合は国土交通大臣の許可、貨物軽自動車運送事業の場合は国土交通大臣への届出が必要となっておりますけれども、これらの手続が既に済んでいることは確認しております。

以上を踏まえまして、項番の3番につきましても、申請者が事業を適確に遂行するに足る能力を有していると考えているところです。

項番の4番目は、欠格事由に該当しているかどうかでございますけれども、法律上は、1年以上の懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行が終わり2年を経過しない者であるか、信書便事業の許可の取消しを受けて、その取消しの日から2年を経過しない者であるか、また、法人の場合は、役員が先程述べた内容に該当するものがあるかどうかとなっておりますけれども、今回申請している3者は、いずれもこの欠格事由には該当していないことは確認しております。

以上をもちまして、各者とも、この法律に掲げる許可の基準に適合していると認められることから、特定信書便事業として許可したいと考えているところでございます。

続きまして、諮問の第1240号「信書便管理規程の設定及び変更の認可」についての御説明をさせていただきます。

こちらは、信書便法第34条で準用しております信書便法第22条第1項の規定におきまして、特定信書便事業者は、その取扱い中に係る信書便物の秘密を保護するために、信書便の業務の管理に関する事項につきましては信書便管理規程を定めまして、総務大臣の認可を受けなければいけない。また、この信書便管理規程を変更する場合も、同様に総務大臣の認可が必要となっております。

1ページが諮問書になっておりますけれども、まず、先ほど御紹介いたしました、今回、特定信書便事業の許可を申請しております3者につきまして、この信書便管理規程の設定の認可も必要であるため、併せて認可したく御審議いただくものと、過去に信書便管理規程の認可を受けた株式会社スピナにおいて、今回信書便管理規程の変更について申請が出てきているものですから、併せて認可したく御審議いただくものでございます。

次のページをお願いいたします。まず初め、信書便管理規程の設定の認可申請の概要でございますけれども、こちらは、信書便法施行規則、これは総務省令でございますが、こちらの第31条第2項に信書便管理規程に記載すべき事項が定められておりまして、その事項ごとに規定内容を5つ列挙しております。

1つ目が、信書便物の取扱いについての責任者である信書便管理者の選任や職務について、2つ目が信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法について、3つ目が事故発生時などの措置について、4つ目が教育及び訓練について、5つ目がその他となっております。

この信書便管理規程につきましては、既に総務省におきまして、この管理規程の記載例を公表しております。今回3者から出てきております申請内容を確認しましたところ、いずれの者も、この記載例に沿って過不足なく記載されていることを確認しているものでございます。

続きまして、4ページ、こちらは信書便管理規程の変更認可申請でございますけれども、具体的には、令和4年4月、改正個人情報保護法の施行に伴いまして、信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインが改正されました。これを受けて、信書便管理規程の記載例における顧客情報の取扱いに関する規定の追加などが行われたことから、今回の申請でこの変更を行う内容となっております。

次の5ページ以降が、今回の審査結果の概要となっております。まず初めに、今回新規参入を希望しております3者の信書便管理規程につきましては、いずれも総務省が公表している信書便管理規程の記載例に沿って設定していることを確認いたしております。必要な内容は全て満たしておりますので、適否の箇所につきましては、全て「適」としているところでございます。

続いて、6ページでございます。こちらは変更の認可申請の審査結果の概要でございますけれども、今回の変更部分については同様に適切に定められていることを確認しております。

諮問事項の御説明につきましては以上でございますけれども、最後に参考資料を2つ添付しております。

参考1は、今回御審議いただきまして、3者の事業許可や認可が適当とされた場合の参入状況をまとめたものでございます。この場合、全国で特定信書便事業者は584者となる予定でございます。

続きまして、参考2、こちらは本社所在地を都道府県別にまとめた特定信書便事業者一覧となっております。今回御審議いただいております該当者につきましては、事業許可申請の3者につきましては赤字で、信書便管理規程の変更認可を申請している1者につきましては青字で示しているところでございます。

今回の諮問事項の説明につきましては、以上となります。何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出ください。

それでは、異委員、お願いいたします。

○異委員 異でございます。ありがとうございます。信書便事業の許可について異議はございません。また、信書便管理規程の設定の認可についても異議はございませんが、変更の認可の件について1点質問がございます。

株式会社スピナから、個人情報保護関係の条項の変更のために変更認可申請がありましたが、以前、第82回の郵政行政分科会だったと思っておりますが、同様に個人情報関係規定の変更で、信書便管理規程の変更の認可申請があったと思っておりますけれども、あのときは、その規定の変更のためというよりは、ほかに改正しなければいけない規定があったので、その変更申請があったときに、併せて個人情報保護ガイドラインに対応するために個人情報関係規定も変える趣旨での申請があったという説明をうけた記憶がありますが、今回の株式会社スピナは、個人情報保護ガイドラインに対応するためだけに変更認可を申請しているのでしょうか。

○藤井信書便事業課長 ありがとうございます。今回、株式会社スピナから申請いただいているのは、まさに個人情報に関係する部分だけの変更の認可申請が出てきておりまして、ほかの部分についての変更はございません。

○異委員 ありがとうございます。第82回の郵政行政分科会のときに、たしか実積委員の御質問に触発されて申し上げたと思っておりますけれども、信書便管理規程のひな形が、個人情報保護ガイドラインの改定に合わせて改定されているので、現在信書便事業をや

っている事業者は、すべからく新しいひな形に沿って信書便管理規程を見直していただくのが筋だと私としては思っております。ただ、第82回では、古い信書便管理規程を残していること自体が直ちに郵便法、信書便法の適用上違法にはならないので、全ての事業者に対して個人情報保護関係規定の見直しを一律に総務省から求めることはしないと御説明をされた記憶があって、それは一応成り立つ理屈だとは思いますが。けれども、本筋としては、やはり今回の株式会社スピナのように、信書便管理規程の個人情報保護関係規定をアップデートしていただくべきだと思いますので、認可の変更を一律に促すといった強い働きかけまではいかずとも、信書便事業者に対して適切な情報提供を少なくともしていただくべきかなと思ったところです。こういう形で個人情報保護関係規定をアップデートしていただくことが望まれていることは、事業者に対して総務省から言っていただくのがよいのではないかとのコメントでございます。

以上です。

○藤井信書便事業課長 ありがとうございます。まず、信書便事業分野における個人情報保護ガイドラインは、改正される都度、総務省から全ての信書便事業者に対しては周知をしております。同様に、これに併せて、信書便管理規程のひな形が変わったときも、このように信書便管理規程のひな形が変わったことについて周知はさせていただいているところでございます。

そういった形で、今後も必要な情報、これは個人情報保護の部分に限らず、ほかの部分もそうですけれども、適切に総務省から全ての信書便事業者に対しては必要な情報提供はやっていきたいと考えているところです。

○佐々木分科会長 よろしいでしょうか。

○巽委員 はい。大丈夫です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 私の勘違いでしたら申し訳ないのですが、諮問第1239号の、最初の3者、ギンテックとえびす急配と西日本エムシーとありますが、例えば、資料の3ページで、それぞれの提供やサービスの概要の申請が出ている用紙があります。例えば、えびす急配は有限会社ですから小規模で、ギンテックなどと比べると、資本金や売上げも少ないのですが、その次の4ページを見ると、えびす急配は、配達の方法がメール室への配達だけとなっています。対面とか郵便ではなく、メール室への配達だけになっており、巡回先での引受けと集配先だけの引受けの形になっているわけです。

そして、更に次の5ページには、えびす急配は、規模の割には利用見込みが1,702通と一番多いわけです。なので、単価がその分安くなっている、という計算の解釈で良いのでしょうか。単価の違いも大きく、通数が違うからだとは思いますが、西日本エムシーと比べると全然違うわけです。

何を申したいかという、この規模でこのぐらいのことが本当にできるのか、メール室の配達だけのお仕事なので、これで成り立つとの解釈で良いのか教えていただきたいのですが。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、総務省、いかがでしょうか。

○益岡信書便事業課課長補佐 有限会社えびす急配について御質問いただきました。メール室だけの配達をこの会社は今見込んでおりますけれども、もともとこの会社は既に貨物自動車運送事業を営んでおりまして、貨物事業の中で、XXXXXXXXXXが配送のお客さんになっており、ある程度、そのXXXXXXXXXX、現時点では貨物ですがけれども、その本社から支社間での配送をやっておりまして、その基盤の上に今回、信書便物の引受けと配達をやるとお聞きしております。実際、この規模の会社でも、十分こういった信書便物の引受けから配達までできるかなと思っております、既存の事業者でも有限会社も結構数がありますし、また、個人で信書便事業を営んでいる事業者もありますので、今回、規模が小さい事業者ではありますけれども、今回の事業計画等を見させていただく中では、十分信書便物の引受け、配達、これができるかなと考えております。

以上です。

○三浦委員 分かりました。ありがとうございます。いわゆるもう固定客がいらして、そこに定期的に送っているものなので、特に問題もなく、事業拡大とか、そういうことがよほどない限りは、これでやっていけそうなので、審査も通っておられて、実績もあるとの解釈でよろしいですか。

○益岡信書便事業課課長補佐 はい。そのとおりでございます。

○三浦委員 どうもありがとうございました。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

実積委員、どうぞ。

○実積委員 実積です。参入の西日本エムシーのところで少し質問があります。信書便事業は、お客さんに対して差別をしてはいけない規制が確かあったと思いますが、約款とかに関しては、要は、全ての人に分かりやすく書かなくてはいけないと思っています。その上での質問ですが、サービス内容が3号役務に関して、通常よりも半日以上早く送達すると記載されています。いつも使っている人だったらこの記述で分かりますが、これから使う人にとってはとても分かりにくい書き方になっています。これは総務省でこの資料を作るときに、丸めて書かれているのか、それとも本当にこのまま書かれているのか、それはどちらになるのでしょうか。

○益岡信書便事業課課長補佐 お答えをいたします。これは、申請者からまさに、ここで書いておりますとおり、既存顧客から差し出される注文書や納品書等の信書を通常より半日以上早く送達することを見込んでいるとお聞きをしています。

○実積委員 そうすると、これは既存顧客であれば理解できるけれども、これから利用しようとしている人にとってはとても分かりにくい規定になっています。約款がこうした状況であると、意味不明な書き振りになっているような気がしますが、いかがでしょうか。

○益岡信書便事業課課長補佐 ここは1号役務との差別化を図る点がこの会社の事業計画では考えられているところですので、そこは約款ですとか、料金表においても、顧客に対して分かりやすく説明をしていくものと考えております。

○実積委員 1号役務の場合は、大きさとか重さが分かるので、出すほうは、1号役務として法律を読めばその内容は分かると思いますが、3号役務の場合は、料金が高い信書便だと思いますが、それはどういうサービスをやられているのかがこの申請の内容だけでは分かりません。今の御説明では、約款にプラスして口頭説明するとのことですが、口頭説明があるので問題ないという判断であれば、約款審査として体を成していないと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

○益岡信書便事業課課長補佐 その部分については、料金表で分かりやすく記載をしていただくことになるのではないかと考えております。

○実積委員 これ以上追及というか、質問はふさわしくないのかもしれませんが、一応、文章、約款だけで説明が完結するような形に御指導というか、していただいたほうがいいかなと、この点に関しては思いました。

○益岡信書便事業課課長補佐 実積委員、ありがとうございます。今、御示唆いただきましたので、今後、この会社について信書便事業を開始していくこととなりますので、今、実積委員から御示唆いただいた内容をこの会社にも伝えてまいりまして、顧客に対してそこは分かりにくい形にならないようなサービスを提供するよう、伝えてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○実積委員 お願いします。一般の人が使うときに、約款上の記載を見て当該サービスを使うかどうか判断することになると思います。事実上、特定のお客しか見ていないとの話になると、事業許可をしている意味があまりなくなるので、約款だけで、要はペーパー上で、特別なネゴとかが必要ないような状況でサービスの中身が理解できること、それが約款の役目だと思いますので、そこはきちんと明確になるようにしていただけたらとのお願いです。

その上で追加のコメントが2つほどありまして、1つは、先ほど異委員が言われたとおり、個人情報保護法に関する部分に関しては周知をしていただく必要があるのではないかが1点、それからもう1点は、前回もたしか言ったような記憶があるのですが、これに関しても、モニタリングをしていただくことがお願いできないかと。ここでの審議事項ではないと思いますが、その後、あの事業者はどうだったのか情報提供をしていただければ、我々も審査した甲斐があります。将来の見込みが分かりにくいので、100%これがそのとおりなるものではないことは分かりつつ、あの事業者がどうなったに関して少し情報提供、情報共有していただければと、これはお願いになります。

以上です。

○佐々木分科会長 よろしいでしょうか。

○益岡信書便事業課課長補佐 実積委員、ありがとうございます。1つ目の個人情報の周知につきましては、先ほど藤井課長からも申し上げましたとおり、適切なタイミングを捉えて全事業者に周知を進めていきたいと思っております。

それから、2つ目の事業計画に関連しまして、事業者のモニタリングの関係ですけれども、事業を開始してから、最初に引受けがあった後に、新規事業者検査の形で、私ども、その事業者と接しまして、信書便事業について、顧客との対応を含めていろいろと事情をお聞きする機会がございます。

新規事業者検査が終わった後も、自主点検結果の報告を受けまして、実際に信書便事業がそれぞれ事業計画に基づいて適切に対応しているかどうか、こういったことを確認しておりますので、その辺り、許可を受けてからその後は野放しではなく、事業許可後も引き続き各事業者について適切に監督を進めていきたいと思っております。

以上です。

○実積委員 是非そうしてください。つまり、今資料を見せていただいて、2年目黒字ですと、さらにご説明を受けて、その後しっかり監視されている、ケアされているのは十分理解するのですけれども、我々としては、この資料の数値がどの程度当たるものかどうか、どの程度上振れとか下振れの懸念があるかが分からないまま、この数字だけ見て黒字だからオーケーでは若干不安があります。数字はこうなっており、10%ぐらい予想はずれる可能性があるのだけれども、そのぐらい外しても大丈夫かどうかといった判断が必要かなと思います。ちょっとコメントさせていただきました。

以上です。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。三浦委員からも「同感です」との御意見をいただきました。

それでは、異委員、追加のコメントをどうぞお願いします。

○異委員 ありがとうございます。お時間ない中、申し訳ないですけれども、今、実積委員がおっしゃった継続的なモニタリングの点、私は全面的に賛成しております、その一環で、個人情報の件だけでなく、2年目黒字の件等も包括的に検討できればありがたいです。

さらにコメントとしては、先ほどの件の続きになりますけれども、事業者には信書便管理規定の中で個人情報とか信書の秘密に関する事項を規定していただいているわけですが、それとは別にプライバシーポリシー等を定めるなどすることで、個人情報保護ガイドラインへのキャッチアップをしようとしている事業者もいるかもしれません。要するに、事業者が個人情報関係法令を守るやり方は、信書便管理規定に限らないだろうということで、信書便管理規定そのものを更新しなくても、ほかのいろいろなポリシー等で補うことはあり得なくはないと思います。ただ、そういうことをやっていると、結局、その事業者が現在どういう形で個人情報保護の体制を整備しているのかが分かりにくくなってしまいうこともありますので、やはり信書便管理規定の個人情報関係規定は、ひな形に沿って見直していただくことを、総務省からもう一回言っていただくことが必要だろうと思っております。

私がちょっと気になっていたのは、信書便法第33条の信書便約款の条文では、約款を標準信書便約款と同一のものに変更したときは認可を受けたものとみなすとの条文があるのですが、これが信書便管理規程については定められていないという点です。そうすると、現行法上は、約款とは異なって、信書便管理規程についてはみなし変更認可はできないのだと思うのですが、とはいえ、状況は似ているわけですので、信書便管理規程のひな形がアップデートされたので、そのひな形に沿って全面的に改定してもらった事業者には、ファストトラックでの認可を認めるですとか、そういった仕組みもあり得ると思います。この点は現行法ではうまくいかないのかもしれないですけど、ちょっと大きな目線で対応を御検討いただきたいなと思っております。

個人情報保護委員会も、先ほど来言及しているガイドラインを共管しておりますので、あちらでも目は光らせていると思いますが、業法を所管している官庁のほうが事業者の様子に目が届きやすいのは当然のことですので、本件に関しては、やはり総務省でイニシアチブを取って進めていただくべき事柄かなと思っております。ちょっと踏み込んだコメントですけれども、以上でございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

総務省から何かございますでしょうか。

○藤井信書便事業課長 異委員、ありがとうございます。おっしゃるように、確かに信書便約款は標準約款方式を採用しておりますので、総務省が示す標準約款に合わせる形で直せば、それで事業者としては大丈夫だとなっておりますが、一方で、信書便管理規程は、現行規定ではそのようになっていないため、これは今すぐに何かできるかものではありませんが、一方で、おっしゃるように、個人情報保護を事業者に守っていただくことは非常に重要でございますので、どういったことができるのか、総務省としても今後に向けて考えていきたいと思っております。

○異委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろ貴重な御意見をありがとうございました。ほかに御意見などございませんようでしたら、諮問第1239号・1240号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。

以上で本日の審議は終了しました。

全体を通しまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局のほうからは何かございますか。

○事務局(坂平) 事務局です。次回の郵政行政分科会は、別途御連絡を差し上げますので、また皆様方、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会